

I. 移行先としての企業年金の整備

<確定給付企業年金・厚生年金基金の規制緩和措置(2008年度)>

(1) 個別資産管理の容認

確定給付企業年金又は厚生年金基金において、給付区分ごとの資産管理を認めた。また、途中で加入する事業所の持込剰余を勘案した資産管理等を定めた。

(2) 定型的な規約のパッケージ化

簡易基準の規約型確定給付企業年金について、定型的な規約をパッケージ化し、事前審査することで審査の迅速化を図った。

(3) 給付設計の明確化・規制緩和

給付の額の算定における組み合わせの範囲、休職期間等の取扱いを明確化し、資格喪失事由等による給付額の算定方法に差を認める等の給付設計の弾力化を図った。

(4) 規約の届出事項の拡大

確定給付企業年金における規約変更の際の届出事項(承認・認可を必要としない事項)に、事業年度の変更、条項の移動等規約の内容の実質的な変更を伴わない変更を追加した。

(5) 添付書類の簡素化等による審査の効率化

確定給付企業年金において、給付に影響しない規約変更であって、規約の軽微な変更による届出の場合、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を不要とした。

II. 周知・広報活動

○ 適格退職年金の企業年金への移行支援本部(H21.1～)

受託金融機関・経済団体・企業年金連合会・厚生労働省をメンバーとし、より効果的に、適年から企業年金制度への移行支援を行うため、関係者の今後の具体的な取り組みをまとめた行動計画を公表。

<主な取組>

- ・受託金融機関(生保協会・信託協会):①税制改正要望等を通じた、円滑な移行を図るための措置の実現に向けた活動 ②個々の事業主に対する働きかけやコンサルティング
- ・経済団体(日本経団連・日本商工会議所):①広報チラシ・ポスター・パンフレットの会員企業への配布(参考資料:[PDF](#)) ②会員企業の実態調査の実施 ③各地商工会議所開催のセミナーに対する支援
- ・企年連:①専用HP・相談センター・相談ダイヤルの設置 ②広報チラシ・ポスター・パンフレットの作成 ③シンポジウムの開催
- ・政府:①審査の迅速化・申請手続の簡素化等 ②適年移行に関する情報HPの開設(参考:[適年移行物語](#)を設置:[URL](#)) ③事業主の状況調査

○ 適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議(H20.6～)

関係省庁(金融庁・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・中小企業庁)をメンバーとする連絡会議を設け、関係省庁が連携して円滑な移行の推進のための各種取り組みを実施。

<主な取組>

- ①事業主及び受託機関に対する移行に関するアンケート調査の実施 ②適年移行に関する政府公報の実施 ③調査結果を踏まえ、個別の受託機関へのヒアリングの実施